

2024年10月10日

東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化・効果検証センター助教の公募について

東京大学大学院教育学研究科長

勝野正章

学校教育の高度化に関する研究・教育に関心を持ち、本研究科附属学校教育高度化・効果検証センターの運営業務等を行なう教員（助教）を公募により任用する。

1. 所属および職名 学校教育高度化・効果検証センター 助教
2. 人員 1名
3. 専攻分野 教育学関連分野
4. 資格 大学院博士課程修了者、もしくはそれと同等以上の研究能力を有し、かつ、次の研究支援のための実務能力を持つ者
5. 業務内容 学校教育高度化・効果検証センターの研究支援業務等（会計管理、物品管理、研究会開催、海外大学との連絡調整、英語による研修プログラム運営、ホームページ更新（日本語・英語）、研究紀要の編集、「若手研究者育成プロジェクト」の運営を含む）のほか、学校教育高度化に関連する研究等に従事するものとする。
変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6. 就業日・就業時間 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。
7. 休日 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
8. 契約期間 2025年4月1日～2026年3月31日
再任する場合があります。再任する場合は1年ごとに行うが、回数は2回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とし、以後再任しない。
再任は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
9. 試用期間 採用日から14日間
10. 就業場所 東京大学大学院教育学研究科（東京都文京区本郷7-3-1）
変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

11. 賃金等 本学給与規定による。
年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 30 万円～50 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）
12. 加入保険 文部科学省共済組合、雇用保険に加入。
13. 選考方法 書類審査、および、必要に応じて面接（オンライン）を行なう。
14. 応募締切日 2024 年 11 月 29 日（金）必着
15. 提出書類
- 1) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
 - 2) 学位取得証明書（または、これに準ずるもの）
 - 3) 研究業績目録（Researchmap の URL を以て代替可能）
 - 4) 主要業績 3 点以内の pdf ファイル
 - 5) 今後の研究計画概要、職務内容に関連した経験の概要と今後のセンターの業務に関する抱負を 1500 字程度にまとめたもの
 - 6) 応募者について所見を求めうる 1 名の方の氏名（ふりがな）、所属、身分、連絡先（住所、メール・アドレス、電話番号）
 - 7) 「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書」（以下の URL からダウンロードし作成すること）
<https://x.gd/y00s7>
- ※上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードすること。
その際、電子ファイルは zip 形式で圧縮してひとまとめにするとともに、zip ファイル名は「CASEER_助教_氏名」例：CASEER_助教_東大花子）とすること。
<https://x.gd/nzDLg>
- ※主要業績に書籍を含む場合も pdf 化して zip ファイルに含めること。
- ※応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。
- ※書類選考の結果は全員にお知らせします。
- ※選考経過に関する個別のお問合せはご遠慮ください。
16. 照会先 東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化・効果検証センター
e-mail: caseer@p.u-tokyo.ac.jp
17. 募集者名称 国立大学法人東京大学
18. 受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

19. その他

- ・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

以上